

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北区は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

北区長

公表日

令和7年10月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1. 予防接種の実施に関する事務 2. 予防接種健康被害救済制度の給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 3. 予防接種健康被害救済制度の給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務 4. 実費の徴収に関する事務
③システムの名称	健康管理システム、北区共通基盤システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法 第9条第1項 別表の14、126の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2 3. 東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第3項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 【情報照会の根拠】 25、27、28、29、153の項 【情報提供の根拠】 25、26、29、153、154の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康部保健予防課（北区保健所 保健予防課）
②所属長の役職名	保健予防課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒114-8508 東京都北区王子本町一丁目15番22号 北区総務部総務課文書係 03-3908-8624

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒114-0001 東京都北区東十条二丁目7番3号 北区健康部保健予防課(北区保健所 保健予防課) 03-3919-3104
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書及び全項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐ 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） ☐ 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------------	------------------	--

8. 人手を介在させる作業

[○]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査

実施の有無	[☐] 自己点検	[☐] 内部監査	[☐] 外部監査
-------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
-------------------------	---

当該対策は十分か【再掲】	[	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月27日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署、②所属長	健康福祉部健康いきがい課 健康いきがい課長 飯窪 英一	健康福祉部健康推進課 健康推進課長 飯窪 英一	事後	
平成28年12月27日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	〒114-8508 東京都北区王子本町一丁目15番22号 北区役所健康福祉部健康いきがい課健康増進係 03-3908-9016	〒114-8508 東京都北区王子本町一丁目15番22号 北区役所健康福祉部健康推進課健康係 03-3908-9016	事後	
平成28年12月27日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成28年12月27日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成29年12月27日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年12月27日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成31年3月20日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康推進課長 飯窪 英一	健康推進課長	事後	
平成31年3月20日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成31年3月20日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年11月25日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年11月25日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和2年10月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当 部署 ①部署、②所属長	健康福祉部健康推進課 健康推進課長	健康福祉部保健予防課 保健予防課長	事後	
令和2年10月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問い合わせ	〒114-8508 東京都北区王子本町一丁目15番22号 北区役所健康福祉部健康推進課健康係 03-3908-9016	〒114-0001 東京都北区東十条二丁目7番3号 北区保健所保健予防課保健予防係 03-3919-3104	事後	
令和2年10月22日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年10月22日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年6月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ②事務の概要	予防接種法に基づき、行政手続における特定 の個人を識別するための番号の利用等に関す る法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、 特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特 別措置法に基づき、行政手続における特定 の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特 定個人情報を以下の事務で取り扱う。	事前	事務の追加
令和3年6月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	1. 番号法 第9条第1項 別表第一の10の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令 第10条 3. 東京都北区行政手続における特定の個人を 識別するための番号の利用等に関する法律に 基づく個 人番号の利用及び特定個人情報の提供に関 する条例 第4条第3項	1. 番号法 第9条第1項 別表第一の10、93の2の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令 第10条、第67条の2 3. 東京都北区行政手続における特定の個人を 識別するための番号の利用等に関する法律に 基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提 供に関する条例 第4条第3項	事前	事務の追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【情報照会の根拠】 16の2,17,18,19,115の2の項 【情報提供の根拠】 16の2,115の2の項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報照会の根拠】 第13条、第59条の2	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【情報照会の根拠】 16の2,17,18,19の項 【情報提供の根拠】 16の2の項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報照会の根拠】 第13条	事前	情報連携の追加
令和3年6月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	1万人以上10万人未満	30万人以上	事前	事務の追加に伴う対象人数の増加
令和3年6月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和2年12月1日時点	事前	事務の追加に伴うしきい値判断の変更
令和3年6月1日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び全項目評価書	事前	しきい値判断変更に伴う評価の再実施
令和3年6月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【情報照会の根拠】 16の2,17,18,19,115の2の項 【情報提供の根拠】 16の2,115の2の項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報照会の根拠】 第13条、第59条の2	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【情報照会の根拠】 16の2,17,18,19,115の2の項 【情報提供の根拠】 16の2,16の3,115の2の項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報照会の根拠】 第13条、第59条の2	事前	情報連携の追加
令和3年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	〒114-0001 東京都北区東十条二丁目7番3号 北区保健所保健予防課保健予防係 03-3919-3104	〒114-0001 東京都北区東十条二丁目7番3号 北区健康福祉部保健予防課保健予防係 03-3919-3104	事後	記載修正
令和3年4月1日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転	提供・移転しない	十分である	事後	
令和3年10月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	1～4(省略)	1～4(省略)5. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ①ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行済み接種券の登録 ②予防接種実施後の接種記録等の登録及び管理 ③他区市町村への接種記録の照会・提供 6. 新型コロナウイルス感染症予防接種実施後の接種者からの申請に基づく新型コロナウイルス感染症予防接種証明書交付事務	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和3年10月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、北区共通基盤システム、中間サーバー	健康管理システム、北区共通基盤システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)、サービス検索・電子申請機能	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和3年10月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法 第9条第1項 別表第一の10、93の2の項 2～3(省略)	1. 番号法 第9条第1項 別表第一の10、93の2の項 に係る予防接種事業におけるワクチン接種記録システム を用いた情報照会・照会のみ) 第19条第6号(委託先への提供) 2～3(省略)	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和3年10月27日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	右記を追加	北区健康福祉部新型コロナウイルスワクチン接種担当課長 03-3919-3340	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和4年7月19日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	1～4(省略) 5. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ①ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行済み接種券の登録 ②予防接種実施後の接種記録等の登録及び管理 6. 新型コロナウイルス感染症予防接種実施後の接種者からの申請に基づく新型コロナウイルス感染症 予防接種証明書交付事務	1～4(省略) 5. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ①ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行済み接種券の登録 ②予防接種実施後の接種記録等の登録及び管理、他区市町村へ接種記録の照会及び提供 6. 新型コロナウイルス感染症予防接種実施後の接種者からの申請に基づく新型コロナウイルス感染症 予防接種証明書交付事務	事後	緊急時の事後評価の適用対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月19日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、北区共通基盤システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)、サービス検索・電子申請機能	健康管理システム、北区共通基盤システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和4年7月19日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部保健予防課、健康福祉部新型コロナウイルスワクチン接種担当課	健康部保健予防課、健康部新型コロナウイルスワクチン接種担当課	事後	
令和4年7月19日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ連絡先	〒114-0001 東京都北区東十条二丁目7番3号 北区健康福祉部保健予防課保健予防係 03-3919-3104 北区健康福祉部新型コロナウイルスワクチン接種担当課長 03-3919-3340	〒114-0001 東京都北区東十条二丁目7番3号 北区健康部保健予防課保健予防係 03-3919-3104 北区健康部新型コロナウイルスワクチン接種担当課長 03-3919-3340	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和5年11月14日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年12月1日時点	令和5年8月1日時点	事後	
令和5年11月14日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	1～4(省略) 5. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ①ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行済み接種券の登録 ②予防接種実施後の接種記録等の登録及び管理、他区市町村へ接種記録の照会及び提供 6. 新型コロナウイルス感染症予防接種実施後の接種者からの申請に基づく新型コロナウイルス感染症 予防接種証明書交付事務	5及び6を削除	事前	
令和6年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、北区共通基盤システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	健康管理システム、北区共通基盤システム、中間サーバー	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法 第9条第1項 別表第一の10、93の2の項 第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策 に係る予防接種事業におけるワクチン接種記 録システム を用いた情報照会・照会のみ) 第19条第6号(委託先への提供) 2～3(省略)	1. 番号法 第9条第1項 別表第一の10、93の2の項 2～3(省略)	事前	
令和6年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	健康部保健予防課、健康部新型コロナウイルス ワクチン接種担当課	健康部保健予防課(北区保健所 保健予防課)	事前	
令和6年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	保健予防課長、新型コロナウイルスワクチン接 種担当課長	保健予防課長	事前	
令和6年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ 連絡先	〒114-0001 東京都北区東十条二丁目7番3号 北区健康部保健予防課保健予防係 03-3919- 3104 北区健康部新型コロナウイルスワクチン接種担 当課長 03-3919-3340	〒114-0001 東京都北区東十条二丁目7番3号 北区健康部保健予防課(北区保健所 保健予 防課) 03-3919-3104	事前	
令和6年5月27日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法 第9条第1項 別表第一の10、93の2の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令 第10条、第67条の2 3. (省略)	1. 番号法 第9条第1項 別表の14、126の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定め る命令 第10条、第67条の2 3. (省略)	事後	番号法改正に伴う変更
令和6年5月27日	4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携	1. 番号法第19条第8号 別表第二 【情報照会の根拠】 16の2,17,18,19,115の2の項 【情報提供の根拠】 16の2,16の3,115の2の項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 【情報照会の根拠】 第13条、第59条の2	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 【情報照会の根拠】 25、27、28、29、153の項 【情報提供の根拠】 25、26、29、153、154の項	事後	番号法改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月27日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年8月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年5月27日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年8月29日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年8月29日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	